

## 展示「水と生きる滋賀の人びと」

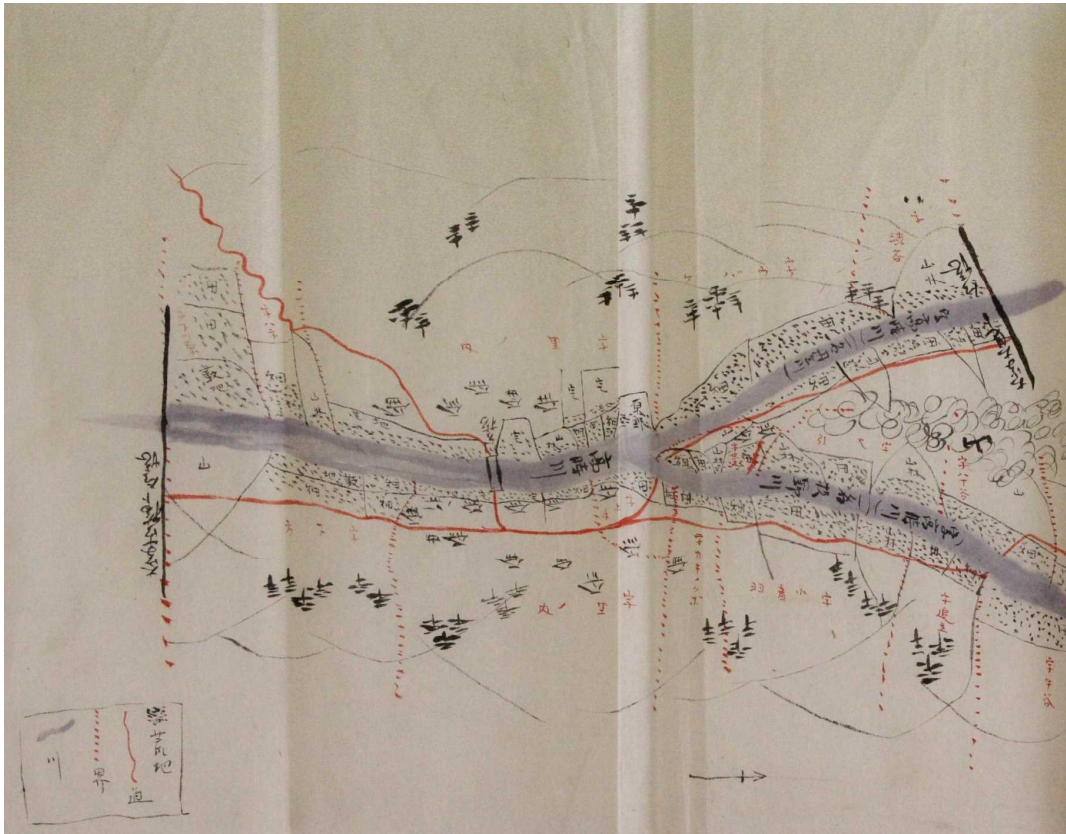
平成 25 年 11 月 22 日（金）～平成 26 年 1 月 24 日（金）

滋賀県は「湖国」と呼ばれるように、水とゆかりの深い土地であり、地域社会に大きな恵みをもたらしてきました。しかしその一方では、しばしば大きな水害に苦しめられ、恒久的に起こる水不足により、激しい水争いが起こることもありました。

今回の展示では、滋賀の人びとが水にどのように向き合ってきたのか、歴史的に振り返ってみたいと思います。

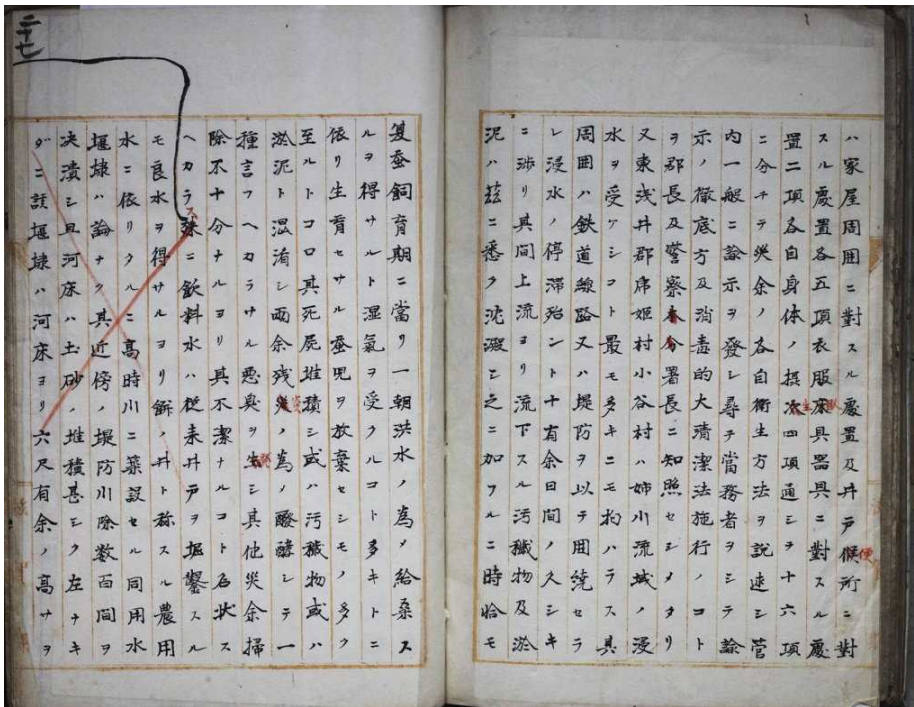
【 】は滋賀県歴史的文書の文書番号

「明治 28 年水害荒地図」(伊香郡杉野村) 明治 28 年(1895 年) 【明は 7(45)】



「明治 28 年 7~8 月水害景況」

明治 28 年(1895 年)



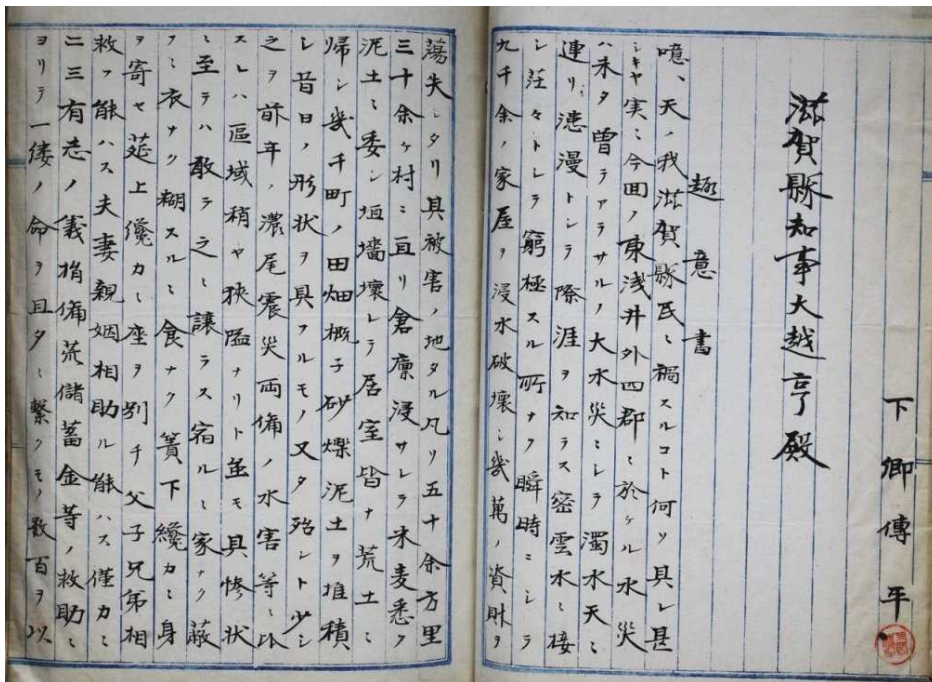
明治 28 年 7 月末に起こった水害は、湖北地域に壊滅的な被害を与えた。

養蚕が盛んな東浅井郡虎姫村・小谷村では、桑不足や湿気のために生育しなかった多くの蚕児が放棄され、その死骸が糞尿や泥と混ざって発酵し、悪臭を発したという。井戸水が使えないため、飲料水が不足し、「消毒的大清潔法」を求め報告がなされている。

【明は 3(2)合本 2】

「谷澤龍蔵ほか 99 名発起の義捐金募集趣意書」

明治 28 年(1895 年)8 月 15 日



明治 28 年水害の際、谷澤龍蔵代議士ほか 99 名の連名で出された水害義捐金募集の趣意書。

『大阪朝日新聞』や『日出新聞』に広告が掲載され、県内外から総額 5,758 円 55 銭 9 厘が集まった。この義捐金は、8 月 13 日に開かれた大津町会の決議を受けて募集されたもので、親族による扶助と県から支給される備荒儲蓄金を補うものとして考えられていた。

【明そ 5(3)】

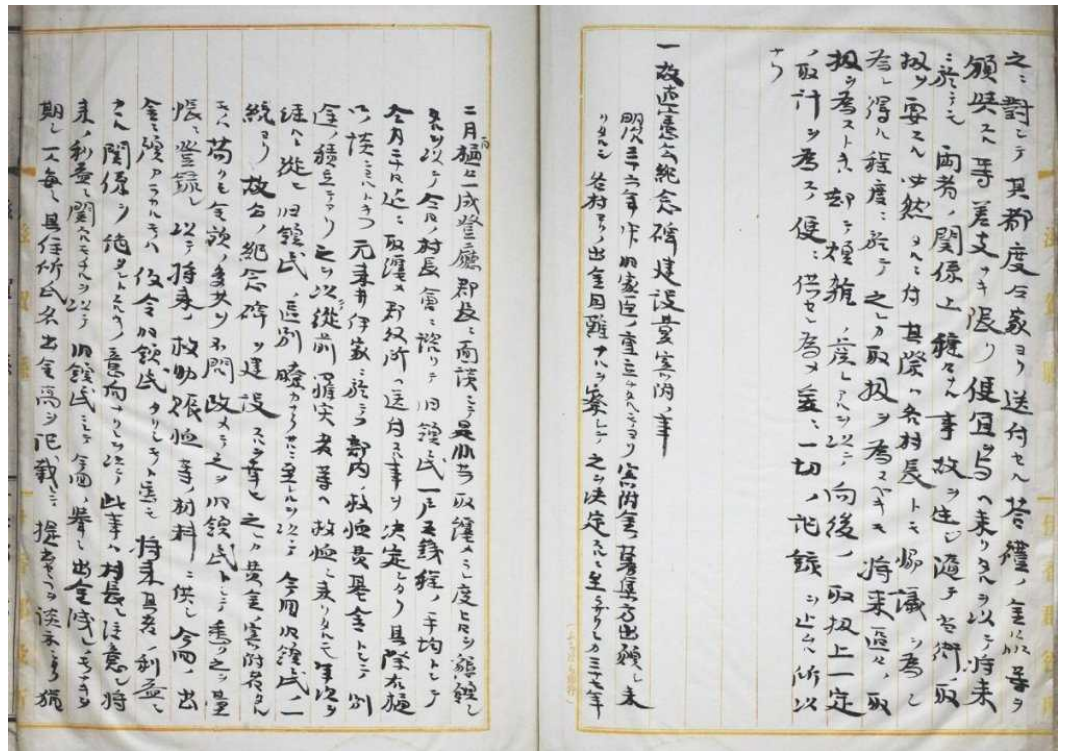
「井伊直憲による救恤金」

明治 37 年(1904 年)

旧彦根藩主・井伊直憲は、明治 28 年水害の際に 500 円の寄付を行っている。井伊家では、明治以降も旧領民との関係が継続しており、旧領民のため恒常的に救恤金を積み立てていた。

今回の多額の「義捐金」も単なる個人の善意に基づくものではなく、江戸時代以来の「仁政」の延長上に位置づけられるものである。

【明ふ 54(1)合本 3】



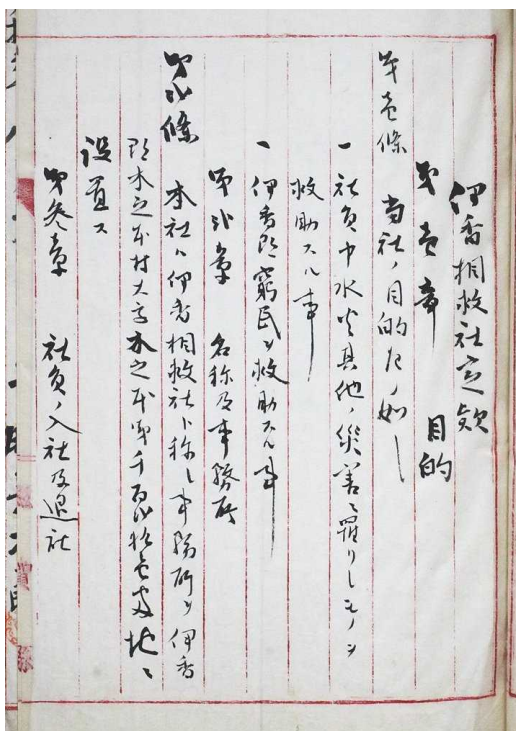
「伊香相救社定款」

明治 34 年(1901 年)

明治 28 年水害の際、伊香・西浅井郡では、地域結社「伊香相救社」が 813 円 25 銭を支給している。この結社は、明治 14 年(1881)、郡長・小山政徳の呼びかけにより設立されたもので、同郡域の約 9 割(6,630 世帯)が加入していた。

郡民から入社時に 25 銭～30 円の金銭を集め、水害・火災時に被災状況に応じた救助金を支給していた。本定款は明治 34 年の法人化の際、制定されたものである。

【明お 59(1)】



「瀬田川治水工事直轄の儀上申」 明治24年(1891年)9月30日

平和ヲ保維スルノ政策法ニ出テサレテ得スト斯ニ  
 シタルハ疑ヲ容レサル所ニ候  
 王政丕新兵馬倭國費多端ノ間ト臣氏  
 尚前緒ヲ継キ明は初年瀬田河身浚渫ノ  
 エヲ施シタル為メ水害ノ殊合ヲ減シタルハ今高野  
 氏ノ託腰シテ忘レサル所ニ候蒙爾來二十有餘  
 年ノ久キ一四ノ浚渫ヲモ施サス如之林制ノ禁  
 弛シヨリ太湖ニ注流スル數百川源ノ森林ハ或ハ  
 之ヲ乱伐シ身ハ之ヲ開墾シタルヨリ土地ノ吸收力  
 ヲ減シ土砂ヲ流下スルコト一兩ハ一兩ヨリ多ク  
 其土砂ハ一年ニ該河ニ堆積シ漸ク湖水ノ  
 疏通ヲ遲緩ナラシメ竟ニ現今ノ如ク降雨スルト  
 致日ニ及ハハ忽チ湖水ノ溢溢ヲ見ルニ至リ蓋シ

瀬田河治水工事直轄ノ儀上申  
 大越亨  
 管下瀬田河ノ通塞ハ管内全郡ノ利害ニ関  
 繫スルハ今更言ヲ俟サル儀ニ候蒙爾來涼京都  
 大阪二府ノ管内ト申流スルヲ以テ治河工事ノ  
 我ニ利アルモノハ彼ニ使ナラサルハ數ノ免カレサル所  
 ニシテ其間彼我爭端ヲ叢スルモ止テ得サル所  
 ナリトス故ニ旧幕政府ニ於テハ該河ノ本末ヲ通觀  
 シテ利害ノ及フ所ヲ測定シ全河治水ノ功ヲ舉テ  
 一手ニ直轄ニ關係公私領ヲシテ毫モ之ニ容喙  
 マシメサリシハ古來ノ託腰ニ徴シ明了ナル儀ニシ  
 テ畢竟スルニ人民ノ利害ヲ平均シテ國家ノ

琵琶湖周辺の村々は、度々水害に苦しめられてきたため、琵琶湖から唯一流れ出る瀬田川の浚渫は県民の悲願であった。しかし瀬田川の水量の増加は、下流の淀川周辺に水害の被害をもたらす恐れがあるため、京阪二府から強い反対があった。この上申書は、大越亨知事が内務大臣に、関係人民の利害を「平分」するため、瀬田川改修工事を政府直轄事業とするよう訴えたもの。【明と54(25)】

「瀬田川改修工事大要」

(明治末～大正期)

明治33年(1900)に始まった瀬田川改修工事は、川底の浚渫とともに、水量を調節する洗堰あらいぜきの建設が同時に進められた。

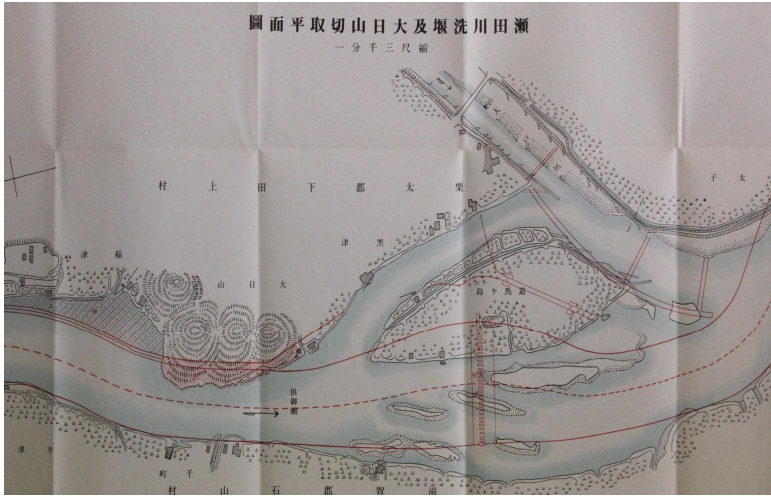
通常時には洗堰を開放し、琵琶湖の水位を3尺下げて湖岸の水害を防ぎ、豪雨により下流に洪水のおそれがある場合は、堰を閉じて流出量を制限することができるようになった。

洗堰の建設により、滋賀県と京阪二府の相反していた要望がともに実現したのである。

【明ふ 183(1)合本4】

瀬田川ノ改修計画ノ大要、瀬田川ノ底底ヲ浚渫シ全  
 川筋道馬島ニ開閉自在ノ洗堰ヲ築造スルヲ主眼トス蓋シ  
 琵琶湖ノ水害タルヤ已ニ速ヘタル如ク湖水水位昇騰ニ歸因ス  
 ルヲ以テ之レカ低下計ル即チ洪水防禦ノ目的ヲ達スル所以ニシ  
 テ其方法タルヤ同湖唯一ノ吐口タル瀬田川ノ浚渫ノ湖水ノ疏通  
 而シテ洗堰ノ作用ニ至リテハ以テ湖水ニ爲メ他ノ以テ下流ニ  
 對シテ瀬田川ノ流量ヲ節制シ降害ノ一助ヲラシメントスニアリ支レ  
 琵琶湖ノ浚渫ノ常水位三尺ヲ以テ普通通波水トシ六尺以上ヲ非  
 常波水トス而シテ調査ノ結果湖面ハ常水位以下三尺迄之ヲ  
 低下スルモ沼湖ノ灌漑若クハ航行ニ支障ナキヲ認メテ故冬期  
 於テ猶々其概略ヲ知ル外ナレ今之ヲ明治十八年ノ洪水ニ徴セ  
 ン水位ニ最大ノ昇騰ヲ呈シタルハ七月一日朝ヨリ二日朝ニ至ル二十  
 四時間ニシテ其増水位一尺四寸ナリ此水位ニ對スル一物時ノ水量  
 ハ十二万六千立方尺トス而シテ當時瀬田川ノ流量ハ或一万立方  
 尺ナレバ湖水ニ於ケル總注入量ハ兩者ノ合計拾四万六千立方  
 尺タルヲ知レ可シ之ヲ瀬田川ノ流出量前記式ヲ以テ算スルニ  
 ハ流出量ハ注入量ノ一割三分七厘ニ過キテ見ル可ク是ハ湖  
 水ノ調節作用ニ依ラズンバアラバ以上ハ瀬田川ノ高水流量ニ及  
 ス如ク影響ナリト雖モ又其低水量ニ於テ下流淀川筋ノ通  
 舟ニ及ホス如ク影響モ僅クナラズ調査ニヨリ木津川ノ最低  
 水量ハ八百立方尺、桂川ハ五百立方尺ニ過キサルコトアリ然レ湖  
 水ヨリ瀬田川ヲ通シテ東ル水量ハ五千立方尺ヲ下ルコト稀ナリ  
 今日於テ被琵琶湖疏水ニヨリ一方相當ノ低水量ヲ見ルモ

「瀬田川洗堰及大日山切取平面図」  
 (『琵琶湖治水沿革誌』所収)



(明治後期～大正期)

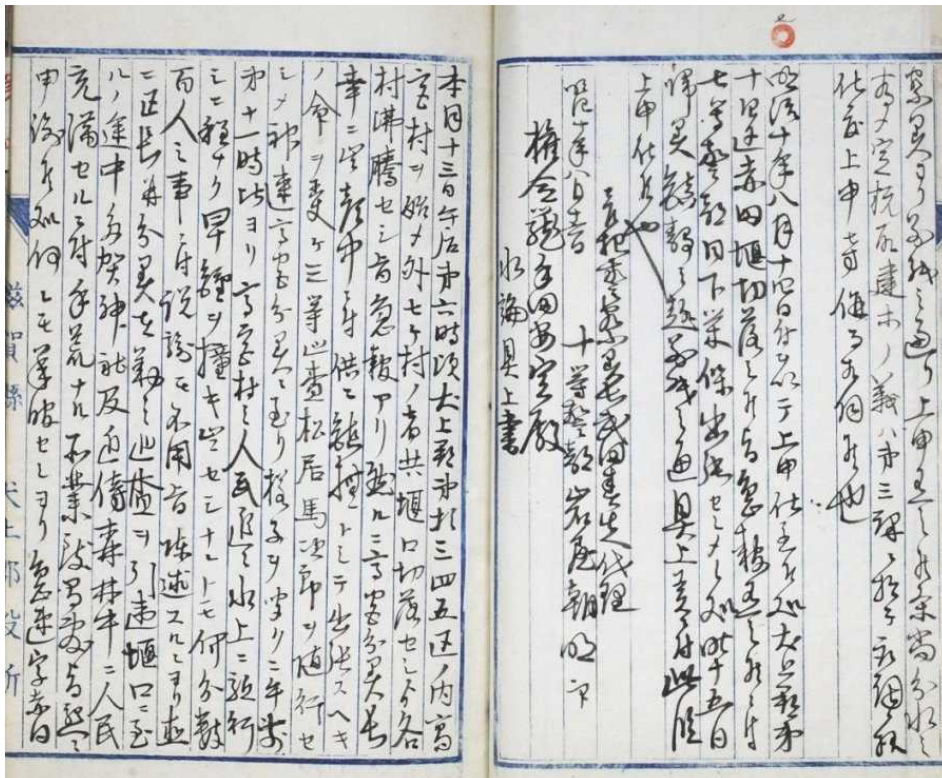
「瀬田川洗堰」  
 (『琵琶湖治水沿革誌』所収)



(大正期)

「水論具上書」

明治 10 年(1877 年)8 月 15 日

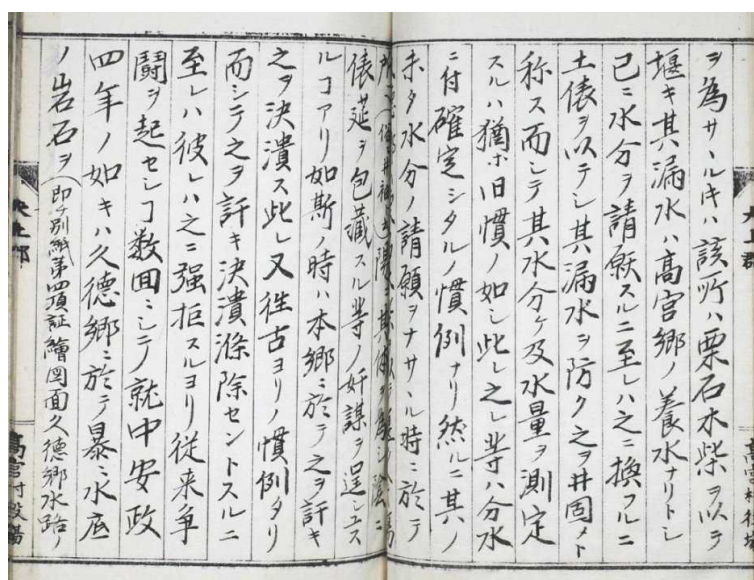


犬上郡久徳郷(久徳村ほか 6ヶ村)と高宮郷(高宮村ほか 4ヶ村)は、古より激しい水争いが行われていたことで知られている。両郷は芹川に設けられた赤田井堰を通じて同じ川の水を利用するため、日照りが続くと分水量をめぐって争いが絶えなかった。

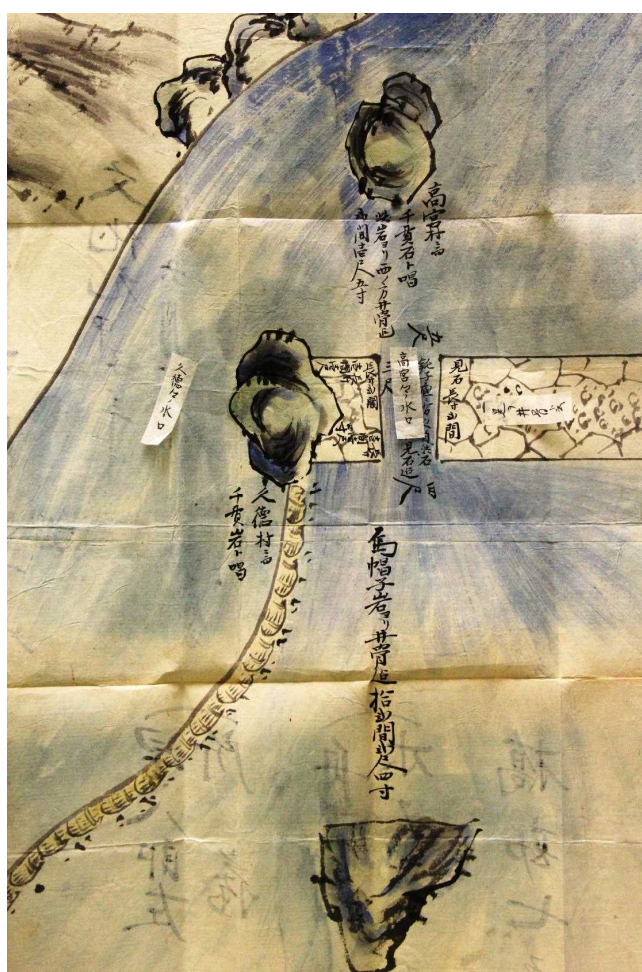
水争いは明治維新後も続き、明治 10 年(1877)の夏は、双方数百人が参加する大規模な争論が行われた。【明ふ 182(3)】

「井堰に関する御願書」

明治 12 年(1879 年)12 月 10 日



「赤田井堰見取図」 明治 14 年(1881 年)



明治 10 年の水争いは、これまで栗石(15 cm 程度の丸石)と木柴(たきぎ)で水量調節をしていた赤田井堰を、久徳村が「勝手に」土砂で埋め立てたことがきっかけであった。高宮郷の者たちは昔からの慣例に違反する行為だと、実力で井堰を切り落とそうとしたのである。

高宮側によれば、このような違反を見つけた際は、切り落としを行うというのが、従来からの慣例になっていたという。【明ぬ 127(10)】

【明ぬ 127(16)】

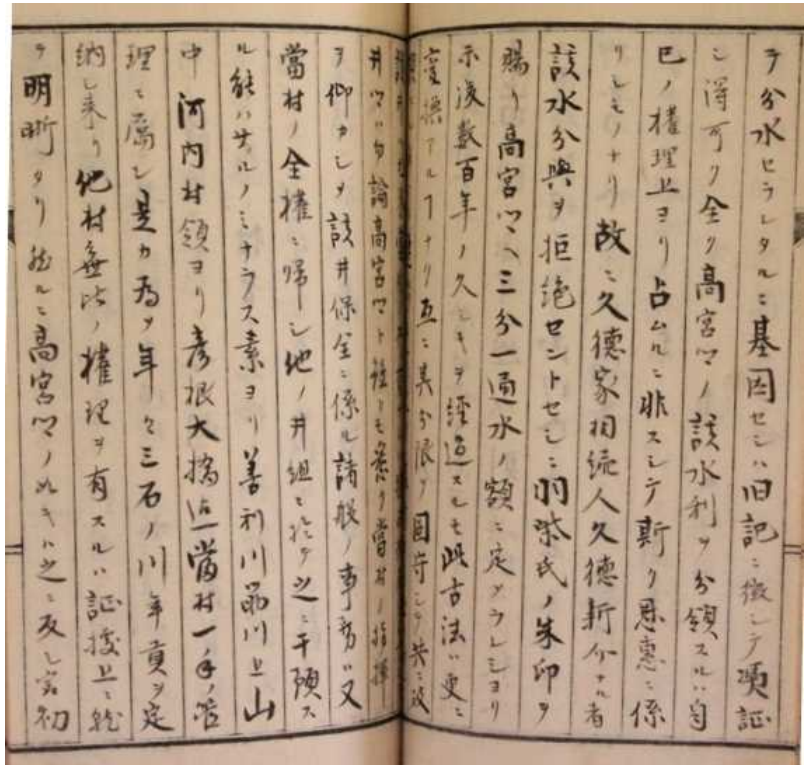
「赤田井水の儀に付御答申」

明治 13 年(1880 年)3 月 1 日

一方久徳村は、赤田井堰は本来久徳村のものであると主張する。これまで高宮郷に水を分けてきたのは「恩恵」にすぎないが、高宮郷から請願があれば、流水量の3分の1は分水してきたという(天正年間の羽柴秀吉の書状が根拠)。

今回のように、「御維新」を機に水利を増やして「未曾有ノ浮利」を得ようとする高宮側の要求は、不当であると訴えている。

【明ぬ 127(12)】

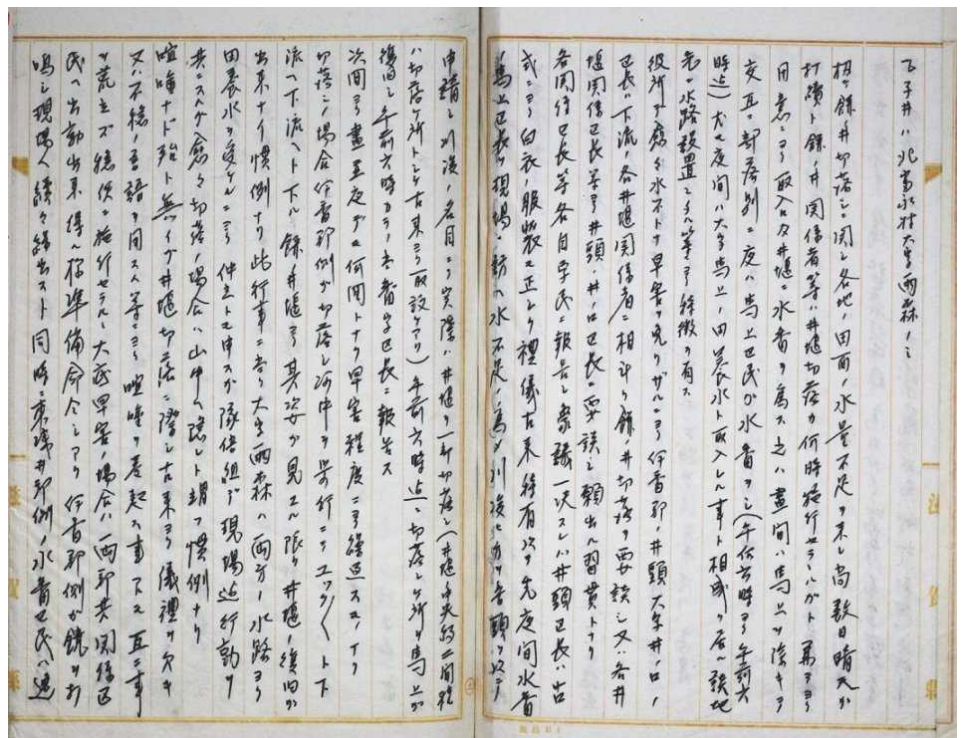


「餅ノ井切落慣行調べ」

(昭和戦前期)

湖北地域では「餅ノ井落とし」と呼ばれる水利慣行がよく知られている。この慣行は、旱魃時に餅ノ井の下流に井堰を持つ人びとが、一時的に上流の餅ノ井堰を切って下流に水を流すというものである。白装束に紋付羽織、陣笠をかぶった水利役員の先導のもと、数百～数千の人びとが参加したといわれている。

【昭ぬ 87(1-21)】



「字高時川四ヶ井堰村々絵図」

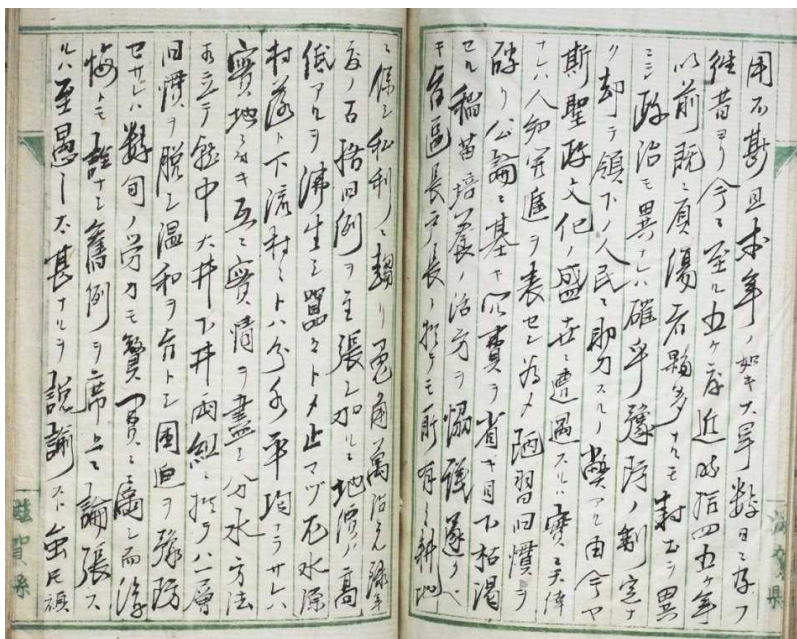
明治8年(1875年)

【明118(7)】



「水論報告書」

明治9年(1876)8月31日



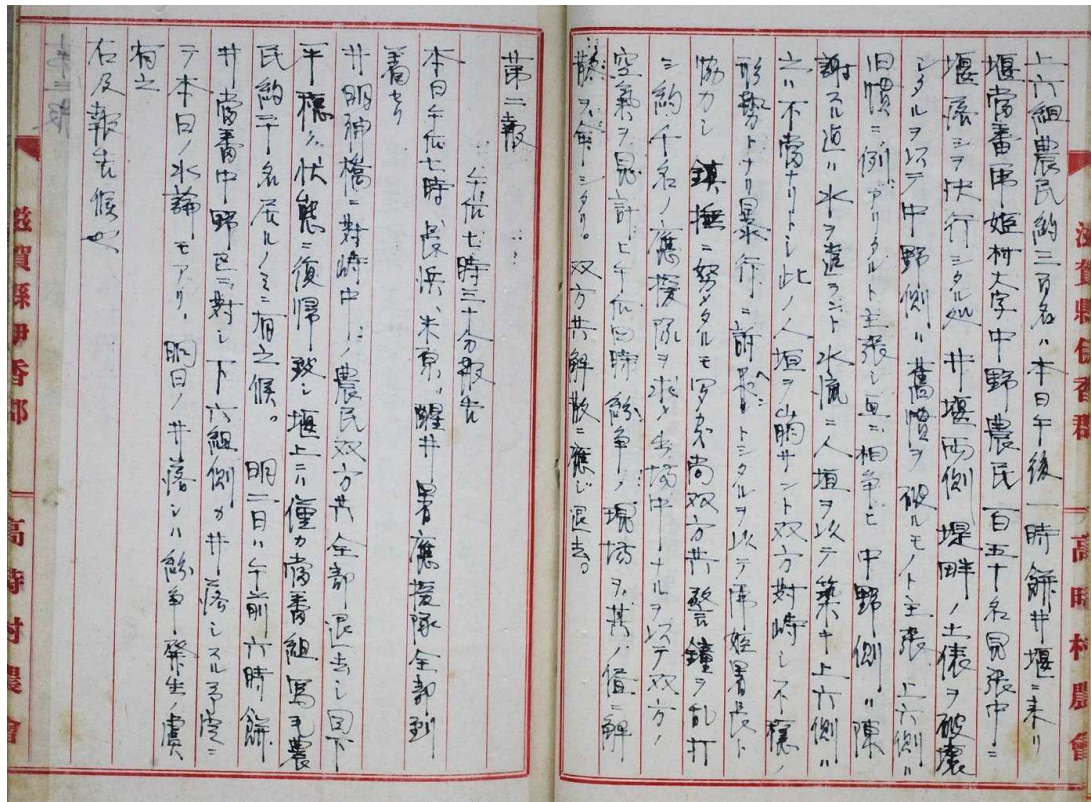
五等警部・平岩七政平による餅ノ井落としの報告書。労力や費用も多く、多数の負傷者も出るこの慣習を非難している。現在の「聖政文化ノ盛世」においては、「人知開進」を表すために「陋習旧慣」を止め、公論に基づき無駄を省く必要性が説かれている。

【明ぬ 118(26)】



「餅の井水論に関する件」

昭和8年(1933年)7月1日



昭和8年7月1日午後1時、下流の村々(大井側上六組)300名が井堰の土俵を破壊したところ、見張りをしていた虎姫村大字中野の農民150名が、「旧慣ヲ破ルモノ」と主張。中野側は「陳謝スル迄ハ水ヲ遣ラン」と、大規模な争論へと発展する。餅ノ井落としは、水争いを避けるための慣習であったが、実際にはその作法をめぐって紛争は絶えなかった。【大け9(3-5)】